

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」「所得税」の申告書は3月15日(火)までに提出を。郵送でも申告できます

「市民税・都民税」の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日(火)までに提出してください(土曜・日曜日はお休みです)。なお、東村山税務署では、確定申告書を郵送でも受け付けています。

市民税・都民税 申告と相談は

市役所課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2333～2337)

市民税・都民税の申告が必要な方

- (1) 28年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入があった方
(2) 給与所得者で、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
市民税・都民税では、申告をする必要があります

申告を行う際の注意事項

「控え」が必要な方へ

申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。また、確定申告をする方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」などを記載したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

相談に来られる方へ

あらかじめ自分で書ける所は記入してから、申告会場へ来場してください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。※申告期間中は、市役所、税務署のいずれも電話がつながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。※車で来場はご遠慮ください。

(3) 28年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方
※家屋敷とは、居住地以外の市区町村内に、自分または家族が住むことを目的とした自由に居住することができる独立性のある住宅(二戸建て住宅、アパート、マンション、社宅など)です。賃貸用の目的で所有している住宅などの「自己所有であつても他人に貸し付ける目的で所有している家屋」または、「現に他人(家族を除く)が居住している家屋」は対象となりません。

前年中に収入がなかった方も申告を
病气・失業・学生などの理由で、前年(27年)中に収入がなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の税法上の扶養になつている場合は除く)。
※市民税・都民税の申告書は、国民健康保険の減免や後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の算定の基礎資料となります。また、年金などの受給申請や都営住宅の入居申請時には、税証明が必要になる場合があります。申告がないと、税証明の発行に時間がかかる場合がありますので、受付期間中に申告書の提出をお願いいたします。

市民税・都民税の申告が必要ない方

- (1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市民税・都民税では、申告をする必要があります

所得税

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-0855、東村山市本町1-20/22、☎042-394-0811
※音声案内に従つて番号を選択してください。
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。

所得税の確定申告が必要な方

- (1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地建物などやゴルフ会員権、株式などを譲渡した方などで、27年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額・年末調整に係る住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方
(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
①給与の収入金額が2000万円を超える方
②各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方
④同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた方
⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
⑥在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など、前年中の収入金額が分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費、寄附金控除などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で、前年中に支払った領収書など▼認め印
市役所でも確定申告書を提出できます
市役所でお受けする確定申告書作成の相談は、給与や公的年金のみの収入の方などが対象です。営業収入や不動産収入、土地などの譲渡による収入があつた方は、提出のみ受け付けます。
なお相談の際は、確定申告書の住所・氏名など分かる所

市役所でも確定申告書を提出できます

市役所でお受けする確定申告書作成の相談は、給与や公的年金のみの収入の方などが対象です。営業収入や不動産収入、土地などの譲渡による収入があつた方は、提出のみ受け付けます。
なお相談の際は、確定申告書の住所・氏名など分かる所



確定申告をする方

- (1) 医療費を多く支払った方
(2) 寄附をした方
(3) ローンを組んで住宅を購入した方
(4) 年の途中で退職し、再就職しなかった方
(5) 災害や盗難に遭つた方

確定申告が必要ない方

その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がありません。ただし、医療費控除の申告など、還付を受けるための確定申告は可能です。
※前記に該当し、確定申告が必要ない方であっても、市民税・都民税の申告をお願いいたします。
詳しくは同課市民税係 ☎4

バイクや軽自動車などの廃車 手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。使用しなくなった方、所有者が変わつたバイク・軽自動車などは、4月1日(金)までに、次の取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。
※期間中は、会場が大変混雑するため、お待ちいただく場合があります。あらかじめご了承ください。
なお、軽自動車税には月割り課税制度がありませんので、4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用してなくても、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。原動機付自転車・小型特殊自動車をお持ちの場合は、標識(ナンバープレート)を課税課(市役所2階)に持参して廃車手続きを行ってください。また、盗難や紛失などで標識が持参できない場合には、その旨を申し出てください。

取扱窓口

- ◎125cc以下のバイク・小型特殊自動車II課税課(市役所2階)
◎125ccを超えるバイクII多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3、☎050・5540・2033)
◎軽自動車II軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16/22、☎050・3816・3104)
※125cc以下のバイクで、標識などがなく廃車手続きが必要ない方でも、課税課へご連絡ください。
詳しくは同課市民税係 ☎4

東京税理士会東村山支部からのお知らせ 税についての相談を受けます

【日程】毎月2～3回、水曜日の午前10時～午後4時 ※直近3カ月の日程は次の通りです。4月6日・13日、5月11日・18日、6月1日・8日・15日。
【会場】東京税理士会東村山支部(東村山市本町1-20/27)
【内容】相続税・贈与税・所得税など、さまざまな税の相談。詳しくは同支部 ☎042・394・7038へ。

軽自動車などの申告(手続き)場所

Table with 2 columns: 車両の種類 (Vehicle Type) and 申告(手続き)場所 (Declaration Location). Rows include 原動機付自転車 (Motorcycle), 小型特殊自動車 (Small Special Vehicle), 軽自動車 (Light Vehicle), and 二輪の小型自動車 (Two-wheeled Small Vehicle).

Q バイク(125cc以下)が盗まれました。どんな手続きをしたらよいですか。
A ①警察署にバイク盗難の被害届を出してください。②届け出をした警察署名、届け出年月日、届け出受理番号を控えた上で、認め印・標識交付証明書を持参して、課税課(市役所2階)で廃車手続きをしてください。警察署に盗難届を出しただけでは、登録は抹消されません。必ず市役所で廃車手続きをしてください。③手続き完了後、廃車証明書を交付します。④その後バイクが見つかった場合は、廃車証明書を持って再登録の手続きをしてください。盗難前のナンバープレートは廃車していただきますので、使用できません。そのほかの車両については、左表をご覧ください。各取扱窓口に必要な書類などを確認の上、廃車手続きを行ってください。